

三鷹市職員を募集中



☎職員課 ☎0422-29-9166

職種	一般事務	土木技術	建築技術	電気技術	保育士
募集人数	30人程度	5人程度	5人程度	5人程度	15人程度
勤務時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (時間、休日は配属先により異なる)				
給与※ (月額 初任給)	280,720円 (大学新卒・令和9年4月採用の場合。地域手当を含む)				
試験日程	1次試験＝8年9月6日(日)				

※扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当など各種手当あり。
経験年数加算あり。

☎8月5日(水)までに市HPへ

ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)



☎子ども家庭支援センターりぼん ☎0422-76-6817(事業専用)

都の補助事業を活用し、ベビーシッター利用料の一部を助成します。令和8年4月利用分から補助内容が一部拡充しました。

対象者

親子共に市民で、一時的に保育を必要とする方

対象児童

0～9歳(障がい児の場合は12歳)に達する年度の末日までの児童

対象期間

4月1日～9年3月31日(水)

利用上限時間

児童1人当たり144時間(多胎児・障がい児・ひとり親家庭の児童の場合は288時間)

補助上限額

午前7時～午後10時＝1時間当たり2,500円、午後10時～翌午前7時＝1時間当たり3,500円

申請期限と補助金交付時期

利用期間	申請期限(必着)	交付時期(予定)
4～6月分	7月31日(金)	8月下旬
7～9月分	10月30日(金)	11月下旬
10～12月分	9年1月29日(金)	9年2月下旬
9年1～3月分	9年4月20日(火)	9年5月下旬

☎各利用期間の申請期限までに必要書類(市HPで入手)を子ども家庭支援センターりぼん窓口(教育センター2階)・☎〒181-8505子ども家庭支援センターりぼんへ



環境ポスターを募集します



☎環境政策課 ☎0422-29-9612

入賞作品は11月に三鷹市公会堂さんさん館に展示します。また、入賞者には賞状と賞品を贈呈するほか、応募者全員に参加賞を差し上げます。

テーマ

「地球を救おう大作戦! こんな方法があるよ」

応募規格

テーマをメッセージとともに表現した未発表のオリジナル手描き作品(CGは不可)。B4または八つ切りサイズの画用紙を使用。

☎在学・在勤を含む市民 ☎9月1日(火)(必着)までに作品の裏面に必要事項(7面参照)、学生は学校名・学年・組、在勤の方は勤務先名を記入のうえ、☎〒181-8555環境政策課へ(1人1点)



昨年度の市長賞作品 増田未散さん
(大沢台小6年(受賞時))

連載第8回



福祉Laboどんぐり山

福祉・介護の魅力を次世代へ ー未来の担い手を育むキャリア講座

☎同施設 ☎0422-24-7099

同施設の「介護人財育成センター」では、未来を担う子どもたちに福祉や介護の仕事を知ってもらうため、夏休みや春休みに合わせて小学生～高校生を対象としたキャリア講座を定期的に開催しています。これまでに同講座では、ソーシャルワーカーや、補助犬トレーナーと聴覚障がい当事者の方など、地域で活躍する医療・介護分野の専門職の方を招き、子どもたちが福祉の世界に触れ、理解を深める機会を提供してきました。



今年の夏休みに開催する講座のテーマは「看護師」です。看護師は病院だけでなく、地域や福祉施設など、さまざまな場面で活躍しています。現役の看護師から仕事のやりがいや多様な働き方について直接話を聞くことができるこの機会を、ぜひご活用ください。

中高生向けキャリア講座

医療専門職のおしごとと一看護師



住み慣れた地域や自宅での生活を望む高齢者や障がいのある方、医療的な支援を必要とする方を支える「訪問看護」の仕事を紹介します。

☎8月20日(木)午後2時～3時30分 ☎中高生30人(保護者同伴可) ☎同施設(市役所からの送迎バスあり) ☎スターク訪問看護ステーション三鷹の清水由佳さん、同ステーション調布サテライトの米原拓也さん ☎市HP、または同センター☎0422-24-7350へ(先着制)

「経済的に苦しい」「生活に困っている」そんなときはご相談ください

三鷹市生活・就労支援窓口

☎同窓口 ☎0422-24-6083



専門の相談員が、関係機関と連携しながら支援します。なお、生活保護を受給している方は対象になりません。

☎平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く) ☎市役所2階

こんな相談に応じます

- ずっと働いていないので就労が不安
- 収入より支出が多い
- 家賃が払えない
- 収入がなくなってしまった

相談支援の流れ

- ①相談員がお話を伺い、課題を整理します。
- ②課題に応じて個別支援計画を作成します。
- ③生活の安定に向け、関係機関と連携しながら支援します。

支援の例

- すぐに仕事に就くことが可能な場合→ハローワークなどとの連携
- 家賃の支払いなどが困難な場合→住居確保給付金の支給
- 生活改善などのサポートが必要な場合→就労準備支援
- 家計(生活費・家賃負担など)の立て直しが必要な場合→家計改善支援

